

徳島県地域包括ケア推進会議設置要綱

(設置)

第1条 要介護高齢者等ができるだけ住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、各市町村等における、地域の実情に応じた徳島ならではの「地域包括ケアシステム」の構築を支援するため、徳島県地域包括ケア推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、地域ケア会議の広域的な課題解決、成果の分析及び普及に関することをはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する事項について協議する。

(構成)

第3条 推進会議は、地域包括ケアシステムの構築に関する各市町村（保険者）の担当者及び関係機関の有識者からなる委員50名以内で構成する。
2 委員は、保健福祉部長が委嘱する。

(会議)

第4条 推進会議は、県が招集する。
2 県は、委員の代理を認めることができるものとする。
3 県は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて説明等を行わせることができる。

(部会)

第5条 県は、必要に応じて、特定の課題について検討するため、推進会議の下に部会をおくことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、保健福祉部長寿いきがい課において行う。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は県が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、初回の委員の任期は、平成29年3月31日までとする。
- 3 この要綱は、令和8年3月31日限り廃止する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年3月30日から施行する。